

●一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	係員	係員	係員	係長主任	課長補佐主査	課長	部長次長	
職員数(人)	9	19	26	103	96	87	33	373
構成比(%)	2.4%	5.1%	7.0%	27.6%	25.7%	23.3%	8.9%	100.0%

※職員数は、平成19年度地方公務員給与実態調査上の一般行政に属する人数です。

※山陽小野田市の給与条例に基づく給料表の級区分によるものです。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

●その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配偶者 13,000円</li> <li>■ 配偶者以外の扶養親族 6,000円</li> <li>■ 職員に扶養親族でない配偶者がある場合扶養親族のうち1人 6,500円</li> <li>■ 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円</li> </ul>
通勤手当	<p>【交通機関利用】 運賃支給額に応じて支給。最高支給限度額月額55,000円</p> <p>【自動車等使用】 通勤距離が1km以下の場合1,000円、以下距離に応じて支給され最高支給限度額は、通勤距離が30km以上の場合21,500円</p>
住居手当	<p>【職員が自ら居住する借家・借間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家賃等の月額が22,000円以下の場合、家賃等の月額から11,000円を控除した額</li> <li>■ 家賃等の月額が22,000円超の場合、家賃等の月額と22,000円との差額の1/2を11,000円に加算した額（最高限度額27,000円）</li> </ul> <p>【自宅】 3,500円</p>

手当名	内容及び支給単価
管理職手当	<p>管理、監督の地位にある職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 部長級、次長級、課長級職員に給料の4～5%（本来支給より50%カット）を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 課長補佐級職員 月額5,000円</li> <li>■ 係長級職員 月額3,000円</li> </ul>
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等または年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給（年末年始の休日等は50%増）</p>
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務1回につき、勤務の内容、時間に応じ4,200～20,000円を支給</p>
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>【支給内容】 勤務1回につき4,000～6,000円を支給（6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額）</p> <p>※ただし、平成18年4月1日より当分の間、支給しません。</p>
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対して支給</p> <p>【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を支給</p>

## 勤務時間とその他の勤務条件

●一般職員の勤務時間

平成19年4月1日現在における一般職員の勤務時間および休憩時間は右のとおりです。なお、平成19年4月1日より休憩時間(15分)が廃止となりました。

※公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

一週間の勤務時間	40時間
開始時刻	8:30
終了時刻	17:15
休憩時間	12:15～13:00

●年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

－10－ 「広報さんようおのだ」 2008/3/15

平成18年平均使用日数	10.5日
-------------	-------